

一般社団法人ジョフカ

役員退職手当規程

(総則)

第1条 一般社団法人ジョフカ（以下「本会」という）定款第29条の規定に基づき、役員
の退職手当の支給に関し必要な事項を定める。

(退職手当)

第2条 会長、専務理事及び常務理事が退任したときは、その者（死亡した時はその遺族）
に対して、役員報酬規程第2条に規定する上限額を12で除した額に、在職月数及び会長
は100分の10、専務理事は100分の8、常務理事は100分の5をそれぞれ乗じて得た
額を支給する。ただし、定款28条の規定により解任された者には支給しない。

2 異なる役職に引続き在職した後に退任した者については、異なる役職ごとの在職月数
に前項に定める額を乗じて得た額の合計額とする。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従
って計算するものとし、1か月に満たない月は1か月とする。

(委任)

第4条 この規程の運用に関し必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会において行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人海外林業コンサルタンツ協会の設立の登記の日から施行す
る。
- 2 移行前から就任している役員
の退職手当は、移行後最初の改選の時までは第2条の規定
に拘わらず、社団法人海外林業コンサルタンツ協会の役員退職手当規程第2条の規定
を適用する。
- 3 令和元年8月1日の名称変更に伴い改正